

1. 全国民生委員児童委員連合会 スローガン

- ・「支えあう 住みよい社会 地域から」

民生委員制度創設 100 周年記念 これからの民生委員・児童委員活動に関するスローガン

2. 東員町民生委員児童委員協議会 基本方針

- ・時代の変化に伴い様々な要請がある中で、民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動を一体として、「楽しく」「温かく」「和やか」に進める。

3. 運営方針

- ・民生委員・児童委員活動の諸問題などを探究し、円滑で効果的な協議会の運営を図る。

- ① 役員会 原則 偶数月の第1水曜日  
開催場所 ふれあいセンター2階 研修室  
※4月はふれあいセンター1階 会議室1

開催時間 9時30分から11時00分

- ② 定例会 原則 偶数月の第3水曜日  
開催場所 保健福祉センター1階 ホール  
※4月はふれあいセンター1階 会議室1

開催時間 9時00分から11時00分

※委員活動の情報交換の強化を図り、委員活動をより充実させるため、部会と地域ブロック会を交互に行う。

4. 活動内容

(1) 【重点事業】地域の幅広い関係機関との連携による地域共生社会づくりへの取り組み

- ① 地域住民同士の関係がより深まるよう、地域の行事ごとや地域福祉座談会に積極的に関わり、地域住民の地域福祉（住み慣れた地域で、普段の暮らしを幸せに営むための福祉）意識を醸成する。
- ② 地域福祉の担い手として、委員活動での気づきや地域住民の生活課題を、地域福祉座談会など様々な場で代弁し、課題解決の方法など提案、課題解決の活動に多様な関係機関と協働して取り組む。
- ③ 地域の幅広い関係機関との協働した取り組みを実施する。
  - ・社協が実施する生活困窮者自立相談支援事業への協力（食糧支援の実施）
  - ・消防署が実施する住宅防火診断などへの協力
  - ・各種団体などが主催する行事への参画（部会活動での協力） など

(2) 【重点事業】子どもが健やかに育ち、子育て家庭が安心して暮らすことができる地域づくりへの取り組み

- ① 学校との関わりの中で、教育関係者に民生委員・児童委員の存在を周知啓発し、民生委員・児童委員が身近な存在であることを示す。
  - ・小中学校訪問事業の実施
  - ・学校との協働事業の実施（地域ブロック会活動での協働） など

(3) 【重点事業】災害に備えた平常時からの取り組み

- ① 住民の生活状態の適切な把握、困りごと（生活課題）の把握
  - ・訪問や地域活動などへの積極的な参加から、住民の「いつもとちがう」変化に敏感に気づき、担当地域の継続的な見守りを行う。
  - ・関係機関からの情報提供や、各種事業実施時など、担当地区内の対象者の生活状態や困りごとを適切に把握し、関係機関と適宜情報共有を行い、担当地区の情報が最新の情報になるよう地域の実情把握に努める。
- ② 住民が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう援助する。
  - ・暮らしにくさをかかえる住民に、その生活課題が改善されるよう有益な情報を伝える。
  - ・生活基盤が不安定な低所得者世帯などの自立のため、公的資金貸付の利用や償還中の相談援助活動を行い、公的貸付制度の適正利用によって安定した生活を送れるよう、公的貸付調査委員会が開催される際は、資金の貸付・償還等に関し意見を述べる。
  - ・関係機関からの依頼調査がある際は速やかに対応する。

(4) 【重点事業】人権を尊重した地域づくりへの取り組み

- ① 人権擁護に関する町民児協での研修会を実施し、人権擁護に関する理解を深め、今後の町民児協活動に活かす。

(5) 【重点事業】民生委員・児童委員活動、主任児童委員活動の周知促進の取り組み

- ① 地域住民に民生委員・児童委員の役割と日頃の活動を伝え、民生委員・児童委員が身近な存在であることを示す。
  - ・広報紙「絆」の発行
  - ・PR活動の実施                      など
- ② 日頃の活動や、部会及び地域ブロック会での活動の際に、啓発活動を実施する。

(6) 研修等

変化する福祉施策などの知識の習得や支援技術を向上するため、研修等に参加する。

- ① 単位民児協研修
  - ・研修先：亀山市民生委員児童委員協議会連合会  
          ※委員活動の周知促進の取り組みについて学ぶ機会とする。
  - ・日時及び内容：未定
- ② 北勢5町民児協合同研修会・交流事業
  - ・北勢5町民児協合同研修会  
  担当民児協：菰野町  
  日時及び内容：未定
  - ・北勢5町民児協合同交流事業  
  担当民児協：川越町  
  日時及び内容：未定
- ③ 県民児協、桑員ブロック等が開催する研修等に参加し、地域に貢献するための知識や技術の習得、また町の枠を超えた民生委員どうしの交流により自己啓発を図る。

(7) 関係機関・団体との連携

関係機関・団体が主催する会議等に参加し、地域福祉の担い手として住民の生活課題を代弁し、その課題解決の方法を提案した上で、課題解決の活動に協働して取り組む。

## (8) 部会活動

5つの部会等に分かれ、分野別に活動する。

| 部会等      | 活動内容  |
|----------|---|
| 児童福祉部会   | ●「主任児童委員との連携のための連絡会」の実施   |
| 障がい者福祉部会 | ●「大仲さつき病院市民公開講座「発達障害について」へのオンライン参加」の実施  |
| 高齢者福祉部会  | ●「社協のインフォーマルサービスと東員町の高齢者福祉サービスの勉強会」の実施<br>●「地域包括支援センター・ケアマネジャーとの情報交換会」の実施   |
| 主任児童委員会  | ●主任児童委員研修会（県・桑員ブロック・町）<br>●「幼稚園・保育園訪問」の実施<br>●町子育て支援センター事業への参加（おでかけ広場・ワークショップ）<br>●東員町障がい児（者）を守る会事業への参加（ふれあいの会・交流学習会）<br>●部会・ブロック会活動との協働（児童福祉部会との連絡会・イオンモール東員パトロール事業） |
| 広報委員会    | ●「広報勉強会」の実施<br>●広報紙「絆」第23号の発行   |

## (9) 地域ブロック会活動

4つのブロックに分かれ、各ブロックの地域性に沿った活動を行う。

| 地域ブロック会      | 活動内容   |
|--------------|--|
| 神田地域ブロック会    | ●「神田小学校あいさつ隊と一緒にあいさつ運動」の実施<br>●「神田小学校登下校時のパトロール」の実施（通年）        |
| 稲部・三和地域ブロック会 | ●「イオンモール東員パトロール事業」の実施（夏・冬・春休み期間中）                              |
| 笹尾地域ブロック会    | ●「委員相互連絡会」の実施<br>●「二中早朝あいさつ運動」の実施<br>●おでかけ広場（町子育て支援センター事業）への参加 |
| 城山地域ブロック会    | ●「城山小学校一年生下校見守り」の実施<br>●「城山ブロック意見交換会」の実施                       |

## 5. 個人の人権尊重と守秘

- ・民生委員法第15条に従い、個人の人権を尊重し、個人情報適切に管理する。

以上